

住民税額と控除65年金控除70+所得税人の控除率止+税額控除課入(所得税、住民税、社会保険料一括徴収のもとで税額控除の交付は社会、住民税まで)、一人当たり税額控除、所得税 13,055万円
全世界

所得階層	税制改革前				税制改革後				税制改革効果				
	所得税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	所得税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	住民税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	住民税 課税 比率
I	0.005	0.007	0.02	0.06	10.45	0.45	1.36	0.1%	14.1%	-8.27	3.99	0.6%	1.8%
II	0.028	0.041	0.25	0.73	19.39	20.37	7.02	0.4%	10.9%	-17.47	11.39	1.4%	4.0%
III	0.076	0.104	0.98	2.69	26.36	30.03	4.95	1.0%	10.2%	-27.74	27.74	1.9%	5.2%
IV	0.133	0.168	2.17	5.45	31.79	39.41	7.34	1.7%	9.8%	-33.68	33.68	2.3%	5.7%
V	0.192	0.229	3.99	9.15	40.13	53.17	10.62	2.3%	10.0%	-49.04	49.04	2.7%	6.1%
VI	0.255	0.290	6.55	14.24	49.17	69.97	15.57	2.9%	10.0%	-68.45	68.45	3.2%	6.4%
VII	0.321	0.353	11.04	21.17	60.28	92.48	23.54	3.5%	10.1%	-80.28	80.28	3.7%	7.1%
VIII	0.376	0.403	18.40	29.53	74.55	122.48	34.16	4.1%	10.2%	-92.17	128.28	4.9%	10.2%
IX	0.449	0.471	32.86	42.10	89.41	164.37	47.76	4.7%	10.0%	-81.55	174.29	5.6%	10.0%
X	0.605	0.618	125.92	86.48	115.35	327.94	147.35	6.8%	8.2%	-31.17	345.27	10.5%	8.2%
合計	0.371	0.395	201.17	211.6	51.69	93.04	29.67	3.8%	9.7%	-25.23	93.02	5.5%	9.7%

所得階層	税制改革前				税制改革後				税制改革効果				
	所得税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	所得税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	住民税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	住民税 課税 比率
I	0.011	0.019	0.08	0.19	18.40	18.65	0.1%	0.2%	17.8%	-13.74	9.44	1.4%	3.2%
II	0.049	0.070	0.50	1.44	27.17	29.11	0.2%	0.7%	13.3%	-23.41	17.61	2.1%	4.7%
III	0.112	0.149	1.62	4.32	34.56	40.50	0.6%	1.5%	11.9%	-27.63	30.44	2.5%	5.0%
IV	0.162	0.204	3.00	7.51	41.27	51.99	0.8%	2.0%	11.2%	-29.96	43.96	2.7%	5.1%
V	0.213	0.254	4.89	11.42	50.87	67.17	1.1%	2.5%	11.3%	-31.68	61.50	3.0%	6.4%
VI	0.272	0.309	7.67	16.45	57.88	81.99	1.4%	3.1%	10.9%	-32.38	79.58	3.5%	6.7%
VII	0.329	0.362	12.11	22.84	66.37	101.33	1.9%	3.6%	10.5%	-33.05	103.35	4.2%	6.9%
VIII	0.379	0.407	19.59	30.84	79.62	136.88	2.6%	4.1%	10.5%	-33.37	136.88	4.8%	7.1%
IX	0.451	0.472	34.43	43.44	93.79	171.66	3.7%	4.7%	10.2%	-32.37	182.32	5.7%	7.4%
X	0.595	0.607	121.99	85.68	121.80	329.46	8.6%	6.1%	8.6%	-31.54	348.14	10.2%	8.1%
合計	0.402	0.427	271.12	28.48	67.95	125.35	4.1%	4.3%	10.2%	-30.43	125.35	6.0%	7.7%

所得階層	税制改革前				税制改革後				税制改革効果				
	所得税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	所得税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	住民税 課税 比率	所得税 所得 比率	負担額(万円) 住民税 社会 保険料	負担率(%) 住民税 社会 保険料	住民税 課税 比率
I	0.000	0.000	0.00	0.00	8.51	8.51	0.0%	0.0%	11.0%	-7.08	2.20	0.1%	0.9%
II	0.004	0.007	0.00	0.11	12.63	12.77	0.0%	0.1%	8.2%	-12.31	9.86	0.5%	3.1%
III	0.031	0.046	0.35	1.05	18.22	19.62	0.2%	0.5%	8.0%	-16.22	15.10	1.2%	4.8%
IV	0.091	0.116	1.27	3.24	21.54	26.06	0.5%	1.2%	7.7%	-17.62	23.95	1.6%	5.2%
V	0.150	0.180	2.50	5.96	24.98	33.44	0.8%	1.8%	7.5%	-18.24	31.58	1.9%	5.5%
VI	0.205	0.233	4.10	9.33	29.45	42.68	1.0%	2.3%	7.4%	-20.33	40.95	2.1%	5.8%
VII	0.276	0.296	6.40	13.99	33.89	54.34	1.4%	3.0%	7.2%	-21.73	52.74	2.4%	6.2%
VIII	0.339	0.361	10.04	20.26	37.04	67.34	1.8%	3.6%	6.6%	-23.16	66.00	2.8%	6.4%
IX	0.416	0.434	16.20	28.26	40.65	85.11	2.5%	4.3%	6.2%	-22.64	86.90	3.7%	6.9%
X	0.499	0.511	36.30	44.84	47.06	128.20	4.1%	5.1%	5.4%	-24.57	133.97	5.3%	7.4%
合計	0.148	0.169	2.01	4.36	19.88	26.26	0.8%	1.7%	7.7%	-15.41	22.24	1.8%	5.1%

住民税給与控除65年金控除70土所得税人的控除禁止土税額控除導入(所得税・住民税・社会保険料一括徴収の上で税額控除の選付は社保・住民税主で)、一人当たり税額控除 所得税 13,055万円
全世帯

所得階層	世帯数	改革後税制					税制改革効果					税制改革効果					改革後税制									
		住民税負担率		所得税・住民税負担率		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	10~25%	5~25%	5~25%	5~25%	5%以上	3~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	
I	1998	1172	334	136	125	231	0	2	447	650	426	466	2	6	1	447	10	73	182	1277	298	1700				
II	1998	45	256	569	295	833	6	28	59	114	566	643	20	22	30	21	114	68	258	319	1146	1007	991			
III	1998	2	22	134	653	1187	22	76	233	641	449	593	34	65	81	34	115	339	429	750	1654	364				
IV	1998	0	8	46	365	1579	32	64	322	4	641	486	26	46	214	132	4	162	620	336	458	1938	60			
V	1998	0	0	31	81	1876	71	66	371	2	768	344	45	62	211	190	2	317	661	235	275	1989	9			
VI	1998	0	7	69	1922	120	218	426	0	663	199	372	74	62	363	220	0	377	444	210	203	1998	0			
VII	1998	0	2	33	1963	459	276	234	0	433	250	346	151	233	432	153	0	355	353	207	114	1998	0			
VIII	1998	0	2	28	1968	743	177	336	0	223	285	234	239	409	311	297	0	186	386	129	41	1998	0			
IX	1998	0	0	16	1982	882	220	344	0	265	162	125	241	456	398	361	0	265	234	48	7	1998	0			
X	1998	0	0	37	1961	1329	284	164	0	109	71	41	128	411	899	339	0	148	67	3	3	1998	0			
合計19980		1219	620	927	1772	15502	3664	1411	2496	601	4797	3329	3682	960	1786	3005	1840	601	2003	3435	2096	4274	16844	3124		

勤労世帯

所得階層	世帯数	改革後税制					税制改革効果					税制改革効果					改革後税制									
		住民税負担率		所得税・住民税負担率		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	10~25%	5~25%	5~25%	5%以上	3~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%		
I	561	169	80	48	62	202	0	2	6	122	124	97	210	2	5	1	122	3	24	30	374	200	361			
II	925	12	36	147	133	597	6	14	32	55	196	217	405	13	14	18	55	23	109	88	598	640	285			
III	995	0	8	29	188	770	14	37	69	12	147	291	425	18	32	28	42	63	86	221	493	893	102			
IV	1030	0	4	15	112	896	29	34	103	1	181	305	377	22	27	22	65	1	49	242	209	363	1016	14		
V	1185	0	0	15	49	1101	64	46	167	2	300	264	322	39	47	102	89	2	110	361	165	250	1162	3		
VI	1380	0	0	5	23	1352	109	192	297	0	322	135	325	71	49	307	171	0	139	289	171	180	1380	0		
VII	1622	0	0	15	1607	447	244	156	0	282	172	321	150	223	369	105	0	226	251	187	111	1622	0			
VIII	1754	0	0	0	11	1743	728	149	286	0	175	206	210	234	400	267	282	0	145	291	117	38	1754	0		
IX	1832	0	0	0	0	1832	856	194	309	0	222	137	114	238	446	349	326	0	222	202	42	7	1832	0		
X	1759	0	0	1	1758	1223	251	128	0	82	47	28	120	395	825	282	0	104	47	3	3	1759	0			
合計13023		181	128	262	594	11858	3476	1163	1553	192	2031	1871	2737	907	1633	2322	1330	192	1084	1902	1233	2420	12248	765		

年金世帯

所得階層	世帯数	改革後税制					税制改革効果					税制改革効果					改革後税制									
		住民税負担率		所得税・住民税負担率		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少		
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	10~25%	5~25%	5~25%	5%以上	3~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%	0~1%		
I	1138	718	254	82	56	28	0	14	27	59	367	312	232	7	8	1	130	7	48	152	800	91	1047			
II	1065	33	220	420	198	234	0	14	27	59	367	360	238	7	8	12	14	99	45	147	230	543	360	705		
III	990	2	15	100	460	413	8	39	163	22	329	284	163	16	32	39	22	53	250	201	254	727	263			
IV	951	0	4	21	246	680	3	29	217	3	460	133	106	4	18	162	65	3	112	378	116	93	905	46		
V	816	0	0	13	35	768	7	20	204	0	465	71	49	6	15	110	100	0	205	294	63	23	6			
VI	594	0	0	0	39	555	10	24	128	0	332	60	40	3	11	54	94	0	231	149	37	15	594	0		
VII	353	0	0	0	12	341	9	31	72	0	147	73	21	0	8	61	43	0	120	97	17	2	353	0		
VIII	206	0	0	0	9	197	12	26	42	0	43	68	15	3	8	40	29	0	36	80	8	2	206	0		
IX	93	0	0	1	92	13	17	18	0	29	11	5	2	4	24	18	0	30	12	3	0	0	93	0		
X	17	0	0	0	0	17	5	4	3	0	4	1	0	0	7	5	0	4	1	0	0	0	17	0		
合計6223		753	493	636	1016	3325	67	204	875	214	2639	1353	871	41	105	593	407	214	848	1456	827	1732	4156	2067		

住民税所得控除全廃と所得税の控除廃止と税額控除導入、還付、一人当たり税額控除、所得税 13,266万円
全世帯

所得階層	税制改革前					税制改革後					税制改革効果									
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率					
I	0.005	0.007	0.02	0.06	10.45	0.045	0.143	0.013	0.045	10.45	-23.83	-6.91	-9.3%	0.805	5.97	-23.40	-17.42	8.1%	31.5%	-23.5%
II	0.028	0.041	0.25	0.75	19.39	0.847	2.45	15.04	45.37	58.2	-31.07	5.82	7.8%	0.806	14.31	-28.88	-14.56	8.1%	16.3%	-8.3%
III	0.076	0.104	0.98	2.69	36.30	0.4%	1.0%	11.6%	0.869	4.95	22.46	26.36	20.08	1.9%	0.765	19.77	-9.95	7.7%	11.5%	-3.8%
IV	0.133	0.168	2.17	5.45	31.79	0.7%	1.7%	9.8%	12.1%	0.853	7.34	34.24	33.57	2.3%	0.715	23.23	-29.07	5.84	8.9%	-1.8%
V	0.192	0.229	3.89	9.15	40.13	1.0%	2.3%	10.0%	13.3%	0.885	10.62	35.40	36.38	2.7%	0.696	29.65	-34.1	6.0%	7.4%	-0.5%
VI	0.255	0.290	6.55	14.21	49.17	1.3%	2.9%	10.0%	14.3%	0.886	15.57	43.47	39.22	3.2%	0.596	29.23	-30.21	6.0%	7.4%	-0.2%
VII	0.321	0.353	11.04	21.17	60.28	1.8%	3.5%	10.1%	15.4%	0.888	23.54	60.28	41.33	3.9%	0.496	29.23	-30.21	6.0%	7.4%	-0.2%
VIII	0.376	0.403	18.40	29.53	74.55	2.5%	4.0%	10.2%	16.7%	0.890	34.16	74.55	42.60	4.7%	0.487	35.68	-26.84	8.3%	4.9%	1.5%
IX	0.449	0.471	32.86	42.10	89.41	3.7%	4.7%	10.0%	18.4%	0.895	50.26	89.41	40.72	5.8%	0.425	37.98	-33.1	14.67	4.2%	-2.8%
X	0.605	0.618	129.52	86.48	119.35	3.8%	6.2%	8.2%	23.4%	0.899	147.35	129.52	115.35	10.5%	0.297	41.59	-16.23	25.38	3.0%	-1.2%
合計	0.371	0.395	20.17	51.89	93.01	3.8%	4.0%	9.7%	17.4%	0.893	29.67	117.77	51.89	9.7%	0.489	26.61	-26.61	0.00	5.0%	-5.0%

勤労世帯

所得階層	税制改革前					税制改革後					税制改革効果													
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率									
I	0.011	0.019	0.06	0.19	18.40	0.1%	0.2%	17.8%	18.0%	0.726	1.43	-31.57	-4.22	1.4%	7.3%	17.9%	-30.5%	-4.1%	0.707	7.32	-30.20	-22.88	7.1%	-29.2%
II	0.049	0.070	0.50	1.44	27.17	0.2%	0.7%	13.3%	14.2%	0.764	4.32	16.22	27.17	2.5%	7.9%	13.3%	-18.8%	4.8%	0.723	14.78	-34.54	-19.77	7.2%	-16.9%
III	0.112	0.149	1.62	4.32	34.56	0.6%	1.5%	11.9%	13.9%	0.858	7.26	24.34	34.56	2.7%	8.4%	11.9%	-13.9%	8.9%	0.689	20.02	-34.77	-14.75	6.9%	-12.0%
IV	0.162	0.204	3.00	7.51	41.37	0.8%	2.0%	11.2%	14.1%	0.859	9.95	31.64	41.37	3.0%	8.6%	11.2%	-11.3%	11.2%	0.655	24.13	-34.81	-10.68	6.6%	-9.5%
V	0.213	0.254	4.89	11.42	50.87	1.1%	2.5%	10.5%	15.0%	0.866	13.65	38.91	50.87	3.0%	8.7%	10.5%	-9.7%	13.3%	0.612	27.50	-34.86	-7.37	6.1%	-7.8%
VI	0.272	0.309	7.67	16.45	57.88	1.4%	3.1%	10.9%	15.4%	0.875	18.67	46.55	57.88	3.5%	8.8%	10.9%	-8.3%	14.8%	0.566	30.10	-33.26	-3.16	5.7%	-6.3%
VII	0.329	0.362	12.11	22.84	68.37	1.9%	3.6%	10.5%	16.1%	0.883	25.32	55.85	68.37	4.2%	8.8%	10.5%	-7.0%	16.5%	0.520	32.81	-30.22	2.59	5.2%	-4.8%
VIII	0.379	0.407	19.59	30.84	79.62	2.6%	4.1%	10.5%	17.2%	0.887	36.65	67.18	79.62	4.8%	8.9%	10.5%	-5.9%	18.4%	0.480	36.33	-27.34	3.99	4.6%	-3.6%
IX	0.451	0.472	34.43	43.44	93.79	3.7%	4.7%	10.2%	18.7%	0.893	52.60	93.79	43.44	5.7%	8.9%	10.2%	-4.5%	20.3%	0.421	38.75	-23.63	15.12	4.2%	-2.6%
X	0.592	0.607	121.99	85.68	121.80	4.8%	6.1%	8.6%	23.3%	0.911	143.73	128.59	121.80	10.2%	9.1%	8.6%	-2.7%	25.2%	0.304	42.87	-16.62	26.26	3.0%	-1.2%
合計	0.404	0.427	27.12	68.48	67.95	4.1%	4.3%	10.2%	18.5%	0.886	33.93	59.15	67.95	6.0%	8.9%	10.2%	-6.2%	18.8%	0.460	30.67	-28.82	1.85	4.4%	-4.3%

年金世帯

所得階層	税制改革前					税制改革後					税制改革効果													
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率									
I	0.000	0.000	0.00	0.00	8.51	0.0%	0.0%	11.0%	11.0%	0.887	0.08	-6.84	-8.51	0.1%	8.9%	11.0%	-21.8%	-7.9%	0.887	6.84	-21.54	-14.51	8.9%	-27.7%
II	0.004	0.007	0.03	0.11	12.93	0.0%	0.1%	8.2%	8.3%	0.908	0.92	14.06	12.93	0.3%	9.1%	8.2%	-16.0%	1.7%	0.901	13.95	-24.02	-10.07	9.0%	-15.5%
III	0.031	0.046	0.35	1.05	18.22	0.5%	0.8%	8.0%	8.6%	0.909	2.82	20.71	18.22	1.2%	9.1%	8.0%	-11.9%	6.4%	0.800	19.66	-24.75	-5.09	8.6%	-10.3%
IV	0.091	0.116	1.27	3.44	28.06	0.5%	1.2%	7.7%	9.3%	0.916	4.54	25.66	21.54	1.6%	9.2%	7.7%	-9.4%	9.1%	0.800	22.43	-22.99	-8.22	8.0%	-8.2%
V	0.150	0.180	2.50	5.96	24.98	0.8%	1.8%	7.5%	10.1%	0.921	6.30	30.56	24.98	1.9%	9.2%	7.5%	-7.8%	10.8%	0.741	24.60	-22.16	2.44	7.4%	-6.7%
VI	0.205	0.233	4.10	9.33	29.45	1.0%	2.3%	7.0%	11.5%	0.921	8.57	36.83	29.45	2.1%	9.2%	7.0%	-6.9%	11.4%	0.688	27.49	-22.96	4.53	6.9%	-5.1%
VII	0.271	0.295	6.45	13.89	33.89	1.4%	3.0%	7.2%	11.5%	0.922	11.47	43.55	33.89	2.4%	9.2%	7.2%	-5.8%	13.0%	0.626	29.56	-22.60	6.96	6.3%	-4.8%
VIII	0.339	0.361	10.04	20.26	47.34	1.8%	3.6%	6.8%	12.0%	0.929	15.96	52.24	37.04	2.8%	9.3%	6.8%	-5.0%	13.7%	0.569	31.97	-22.20	9.77	5.7%	-3.9%
IX	0.416	0.434	16.20	28.26	40.65	2.5%	4.3%	6.3%	13.1%	0.933	23.91	60.81	40.65	3.1%	9.3%	6.3%	-4.1%	15.1%	0.499	32.54	-19.17	13.37	5.0%	-2.9%
X	0.489	0.511	36.30	44.64	47.06	3.2%	5.1%	5.4%	14.6%	0.944	46.73	82.87	47.06	5.3%	9.4%	5.4%	-3.0%	17.1%	0.433	38.03	-16.02	22.01	4.3%	-1.8%
合計	0.148	0.169	2.01	4.86	19.88	0.8%	1.7%	7.7%	10.1%	0.917	4.57	23.73	19.88	1.8%	9.2%	7.7%	-9.8%	8.9%	0.748	19.37	-22.91	-3.54	7.5%	-8.8%

住民税所得控除金額土所得税人的控除禁止土税額控除入、算付、一人当たり税額控除 所得税 13,266万円
全世界帯

所得階層	世帯数	改革後税制				税制改革効果				税制改革効果									
		住民税負担率		所得税・住民税負担率の变化(世帯分布)		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少							
		0% 0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	10%以上	10~5万	5~0万	0~5万	5~10万	10万以上	5%以上	3~1%	0~1%	0~1%				
I	1988	295	6	14	40	1643	0	0	26	655	1317	0	0	0	1	5	10	1982	
II	1988	0	0	1	6	1991	0	9	569	325	1095	0	4	5	0	89	241	253	
III	1988	0	0	0	4	1994	0	6	545	398	770	0	3	152	124	189	345	284	
IV	1988	0	0	1	7	1990	0	38	630	294	603	0	12	411	245	0	351	205	
V	1988	0	0	4	1994	6	208	664	0	355	327	438	0	83	504	291	179	334	
VI	1988	0	0	1	1997	79	255	699	0	481	283	201	1	135	513	384	0	303	
VII	1988	0	0	4	1994	257	582	675	0	261	134	89	12	198	920	384	0	199	
VIII	1988	0	0	4	1994	897	621	260	0	130	55	35	108	384	1083	203	0	113	
IX	1988	0	0	5	1993	1467	317	122	0	60	21	11	171	578	1037	120	0	63	
X	1988	0	0	23	1975	1819	85	46	0	25	17	6	135	788	895	132	0	34	
合計	19980	295	6	16	98	19565	4525	2112	3378	0	2925	2469	4571	427	2181	5519	1888	0	1372

勤労世帯

所得階層	世帯数	改革後税制				税制改革効果				税制改革効果								
		住民税負担率		所得税・住民税負担率の变化(世帯分布)		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少						
		0% 0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	10%以上	10~5万	5~0万	0~5万	5~10万	10万以上	5%以上	3~1%	0~1%	0~1%			
I	561	7	5	26	518	0	0	7	128	426	0	0	0	0	1	2	3	555
II	925	0	0	2	923	0	2	139	138	646	0	0	2	0	4	77	70	772
III	995	0	0	0	995	0	1	194	192	595	0	16	8	0	95	102	126	648
IV	1030	0	0	0	1030	0	17	119	0	171	175	548	0	4	39	93	83	142
V	1185	0	0	0	1165	1	37	211	0	201	294	421	0	10	74	165	0	95
VI	1380	0	0	0	1380	15	78	405	0	431	270	181	1	23	176	298	0	266
VII	1622	0	0	0	1622	179	412	580	0	239	126	86	9	128	684	350	0	182
VIII	1754	0	0	0	1754	813	517	229	0	121	46	28	103	327	945	184	0	106
IX	1832	0	0	0	1832	274	97	0	50	14	9	168	538	955	98	0	53	18
X	1759	0	0	0	1759	1666	40	29	0	12	9	3	133	755	782	65	0	16
合計	13023	7	5	28	12978	4062	1376	1695	0	1585	1382	2943	414	1785	3671	1263	0	901

年金世帯

所得階層	世帯数	改革後税制				税制改革効果				税制改革効果									
		住民税負担率		所得税・住民税負担率の变化(世帯分布)		負担増大		負担減少		負担増大		負担減少							
		0% 0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	10%以上	10~3万	3~0万	0~3万	3~10万	10万以上	5%以上	3~1%	0~1%	0~1%				
I	1138	1	1	5	8	1123	0	0	19	523	596	0	0	0	0	3	7	1128	
II	1065	0	0	0	1	1064	0	7	0	429	181	448	0	4	3	85	163	182	
III	990	0	0	0	0	990	0	25	0	347	213	174	0	3	137	116	0	93	
IV	951	0	0	0	0	951	0	23	508	0	295	74	5	0	8	373	150	0	
V	816	0	0	0	0	816	5	170	453	0	149	30	9	0	72	431	125	0	
VI	594	0	0	0	0	594	64	177	292	0	44	9	8	0	112	337	84	0	
VII	353	0	0	0	0	353	78	168	88	0	17	2	0	3	70	233	28	0	
VIII	206	0	0	0	0	206	83	101	20	0	2	0	5	57	132	10	0	0	
IX	93	0	0	0	0	93	59	31	3	0	0	0	2	35	53	3	0	0	
X	17	0	0	0	0	17	15	2	0	0	0	0	2	9	6	0	0	0	
合計	6223	1	1	5	9	6207	304	677	1622	0	1300	1034	1286	12	366	1706	519	0	421

住民税与04年度70全世帯の控除停止と税額控除導入、課税、一人当たり税額控除、所得税 9,241.38万円
全世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	所得 (万円)					負担率 (%)					負担額 (万円)					負担率 (%)					
	所得	住民税	住民税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	所得税	所得税	
I	0.005	0.007	0.02	0.06	10.52	0.0%	0.1%	14.1%	14.2%	0.183	0.45	1.36	10.45	-16.65	-4.40	0.6%	1.8%	14.1%	-22.4%	-5.9%	
II	0.028	0.041	0.25	0.73	19.39	20.37	0.1%	0.4%	10.9%	11.5%	0.395	2.45	7.02	19.39	-21.71	1.16	1.4%	4.0%	10.9%	-12.2%	4.0%
III	0.078	0.104	0.98	2.69	26.36	30.03	0.4%	1.0%	10.2%	11.6%	0.516	4.95	13.35	26.36	-23.54	21.12	1.9%	5.2%	10.2%	9.1%	8.2%
IV	0.133	0.168	1.17	3.45	31.79	38.41	0.7%	1.7%	9.8%	12.1%	0.571	7.34	18.54	31.79	-23.92	33.75	2.3%	5.7%	9.8%	7.4%	10.4%
V	0.192	0.229	3.89	9.15	40.13	53.17	1.0%	2.3%	10.0%	13.3%	0.611	10.62	24.44	40.13	-25.42	49.77	2.7%	6.1%	10.0%	6.4%	12.4%
VI	0.255	0.290	6.55	14.24	49.17	69.97	1.3%	2.9%	10.0%	14.3%	0.646	15.57	31.63	49.17	-27.40	68.97	3.2%	6.4%	10.0%	5.6%	14.1%
VII	0.321	0.353	11.04	21.17	60.28	92.48	1.5%	3.5%	10.1%	15.4%	0.682	23.54	40.92	60.28	-28.88	95.66	3.9%	6.8%	10.1%	4.8%	17.0%
VIII	0.376	0.403	18.40	25.53	74.55	122.48	2.5%	4.0%	10.2%	16.7%	0.707	34.16	51.75	74.55	-29.76	130.89	4.7%	7.1%	10.2%	4.1%	18.0%
IX	0.449	0.471	32.86	42.10	89.41	104.37	3.7%	4.7%	10.0%	17.4%	0.740	50.26	66.16	89.41	-29.76	177.39	5.6%	7.4%	10.0%	3.2%	19.6%
X	0.605	0.618	125.52	86.48	115.35	327.34	9.0%	6.2%	8.2%	23.4%	0.812	147.35	113.75	115.35	-26.60	349.85	10.5%	8.1%	8.2%	-1.9%	25.0%
合計	0.371	0.395	20.17	21.16	51.69	93.01	3.8%	4.0%	9.7%	17.4%	0.689	29.67	36.89	51.69	-25.23	93.01	5.5%	6.9%	9.7%	-4.7%	17.4%

勤労世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	所得 (万円)					負担率 (%)					負担額 (万円)					負担率 (%)					
	所得	住民税	住民税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	所得税	所得税	
I	0.011	0.019	0.06	0.19	18.40	18.65	0.1%	0.2%	17.8%	18.0%	0.323	1.43	3.35	18.40	-22.06	1.12	1.4%	3.2%	17.8%	-21.3%	1.1%
II	0.049	0.070	0.50	1.44	27.17	29.11	0.2%	0.7%	13.3%	14.2%	0.467	4.32	9.94	27.17	-26.80	14.22	2.1%	4.7%	13.3%	-13.1%	7.0%
III	0.112	0.149	1.62	4.32	34.56	40.50	0.6%	1.5%	11.9%	13.9%	0.559	7.26	16.25	34.56	-28.23	29.53	2.5%	5.6%	11.9%	9.7%	10.3%
IV	0.182	0.204	3.00	7.51	41.37	51.89	0.8%	2.0%	11.2%	14.1%	0.606	9.95	22.32	41.37	-29.18	44.47	2.7%	6.1%	11.2%	7.9%	12.1%
V	0.213	0.254	4.89	11.42	50.87	67.17	1.1%	2.5%	11.3%	15.0%	0.638	13.65	26.66	50.87	-30.48	62.89	3.0%	6.4%	11.3%	6.8%	14.0%
VI	0.272	0.309	7.67	16.45	57.88	81.99	1.4%	3.1%	10.9%	15.4%	0.666	18.67	35.42	57.88	-30.83	81.04	3.5%	6.7%	10.9%	5.8%	15.2%
VII	0.329	0.362	12.11	22.84	66.37	101.33	1.9%	3.6%	10.5%	16.1%	0.693	26.32	45.71	66.37	-31.04	105.36	4.2%	6.9%	10.5%	4.9%	16.7%
VIII	0.379	0.407	19.59	30.84	79.62	130.05	2.6%	4.1%	10.5%	17.2%	0.713	36.65	53.99	79.62	-31.02	139.23	4.8%	7.1%	10.5%	4.1%	18.4%
IX	0.451	0.472	34.43	43.44	93.79	171.66	3.7%	4.7%	10.2%	18.7%	0.742	52.60	66.30	93.79	-29.21	185.48	5.7%	7.4%	10.2%	3.2%	20.2%
X	0.595	0.607	121.99	85.68	121.80	329.46	8.6%	6.1%	8.6%	23.3%	0.809	143.73	114.15	121.80	-26.80	352.88	10.2%	8.1%	8.6%	-1.9%	25.0%
合計	0.402	0.427	27.12	28.68	67.95	123.55	4.1%	4.3%	10.2%	18.5%	0.717	39.93	47.89	67.95	-29.10	126.88	6.0%	7.2%	10.2%	-4.4%	19.0%

年金世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	所得 (万円)					負担率 (%)					負担額 (万円)					負担率 (%)					
	所得	住民税	住民税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	住民税	住民税	所得税	所得税	所得税	所得税	
I	0.000	0.000	0.00	0.00	8.51	8.57	0.0%	0.0%	11.0%	11.0%	0.090	0.08	0.70	8.51	-14.97	-5.68	0.1%	0.3%	11.0%	-19.4%	-7.4%
II	0.004	0.007	0.03	0.11	12.63	12.77	0.0%	0.1%	8.2%	8.3%	0.311	0.82	4.82	12.63	-17.34	0.94	0.5%	3.1%	8.2%	-11.2%	0.6%
III	0.031	0.046	0.35	1.05	18.22	19.62	0.2%	0.5%	8.0%	8.6%	0.460	2.63	10.47	18.22	-18.88	22.32	1.2%	4.5%	8.0%	8.3%	5.5%
IV	0.091	0.116	1.27	3.44	21.54	26.06	0.5%	1.2%	7.7%	9.3%	0.520	4.54	14.58	21.54	-18.35	22.43	1.6%	5.2%	7.7%	6.5%	8.0%
V	0.150	0.180	2.50	5.96	24.98	33.44	0.8%	1.8%	7.5%	10.1%	0.558	6.30	18.54	24.98	-18.14	31.68	1.9%	5.6%	7.5%	5.5%	9.5%
VI	0.205	0.233	4.10	9.33	29.45	42.88	1.4%	3.0%	7.4%	10.7%	0.582	8.57	23.26	29.45	-19.17	42.11	2.1%	5.8%	7.4%	4.8%	10.5%
VII	0.271	0.296	6.45	13.99	33.89	54.34	1.4%	3.0%	7.2%	11.5%	0.616	11.47	29.10	33.89	-19.29	55.17	2.4%	6.1%	7.2%	4.1%	11.7%
VIII	0.339	0.361	10.04	20.26	37.04	67.34	1.8%	3.6%	6.6%	12.0%	0.643	15.96	36.16	37.04	-19.65	69.51	2.8%	6.4%	6.6%	3.5%	12.4%
IX	0.416	0.434	16.00	28.26	40.65	85.11	2.5%	4.3%	6.2%	13.1%	0.690	23.91	44.98	40.65	-18.78	90.75	3.7%	6.8%	6.2%	2.9%	13.9%
X	0.499	0.511	36.30	44.84	47.06	128.20	4.1%	5.1%	5.4%	14.6%	0.738	46.73	64.74	47.06	-18.48	140.05	5.3%	7.4%	5.4%	-2.1%	16.0%
合計	0.148	0.169	2.01	4.36	19.88	26.26	0.8%	1.7%	7.7%	10.1%	0.510	4.57	13.20	19.88	-17.80	19.95	1.8%	5.1%	7.7%	-6.9%	7.7%

住民税給与年金70全庫土所得税人的控除除入、還付、一人当たり税額控除 所得税 9,241,387万円
全世帯

所得階層 世帯数	改革後税制 住民税負担率				税制改革効果 所得税・住民税負担率の 変化(世帯分布)				税制改革効果 負担率の 変化(世帯分布)							
	0~2%		2~4%		4~6%		6%以上		0~1%		1~3%		3~5%		5%以下	
	0~	2%	4%	6%	0~	2%	4%	6%	0~	1%	3%	5%	0~	1%	3%	5%
I	1998	1172	334	136	125	231	0	0	25	1042	931	0	0	0	1	1981
II	1998	45	256	569	295	833	0	0	286	644	1064	0	0	4	3	92
III	1998	2	22	134	653	1187	0	0	665	553	763	0	0	9	108	34
IV	1998	0	8	46	385	1579	0	0	837	625	296	0	1	13	226	189
V	1998	0	0	31	91	1876	5	20	1095	346	173	3	6	59	316	621
VI	1998	0	0	7	89	1922	55	153	659	292	111	3	6	51	561	449
VII	1998	0	0	2	33	1963	375	255	679	0	464	170	55	133	217	445
VIII	1998	0	0	2	28	1968	714	386	529	0	245	87	37	232	353	598
IX	1998	0	0	0	16	1982	1081	467	300	0	123	22	5	191	544	799
X	1998	0	0	0	37	1961	1715	167	79	0	32	5	0	119	503	1138
合計	19980	1219	620	927	1712	15502	3945	1452	3031	0	4331	3786	3435	687	1680	3371

勤労世帯

所得階層 世帯数	改革後税制 住民税負担率				税制改革効果 所得税・住民税負担率の 変化(世帯分布)				税制改革効果 負担率の 変化(世帯分布)							
	0~2%		2~4%		4~6%		6%以上		0~1%		1~3%		3~5%		5%以下	
	0~	2%	4%	6%	0~	2%	4%	6%	0~	1%	3%	5%	0~	1%	3%	5%
I	561	169	80	48	62	202	0	0	24	197	340	0	0	0	1	547
II	925	12	36	147	133	597	0	0	115	245	564	0	0	1	2	44
III	995	0	8	29	188	770	0	0	193	342	448	0	0	4	4	198
IV	1030	0	4	18	112	896	0	0	370	428	216	0	0	7	9	78
V	1165	0	0	15	49	1101	5	9	646	259	146	3	6	32	73	359
VI	1380	0	0	5	23	1352	54	123	391	228	95	9	55	242	360	246
VII	1622	0	0	0	15	1607	375	230	475	0	330	159	53	217	385	345
VIII	1754	0	0	0	11	1743	711	351	394	0	190	80	28	232	352	550
IX	1832	0	0	0	0	1832	1057	424	234	0	97	16	4	191	538	737
X	1759	0	0	0	1	1758	1582	116	42	0	17	2	0	118	481	1033
合計	13023	181	128	262	594	11858	3784	1253	1763	0	2373	1956	1894	686	1649	2990

年金世帯

所得階層 世帯数	改革後税制 住民税負担率				税制改革効果 所得税・住民税負担率の 変化(世帯分布)				税制改革効果 負担率の 変化(世帯分布)							
	0~2%		2~4%		4~6%		6%以上		0~1%		1~3%		3~5%		5%以下	
	0~	2%	4%	6%	0~	2%	4%	6%	0~	1%	3%	5%	0~	1%	3%	5%
I	1138	718	254	82	56	28	0	0	621	517	500	0	0	0	0	2
II	1065	33	220	420	158	234	0	0	166	396	507	0	0	0	3	46
III	990	2	15	100	460	413	0	0	367	209	310	0	0	5	99	30
IV	951	0	4	21	246	680	0	0	457	193	77	0	1	6	217	109
V	816	0	0	13	35	768	0	0	445	90	21	0	0	27	243	261
VI	594	0	0	0	39	555	1	30	239	0	265	48	11	68	201	202
VII	353	0	0	0	12	341	0	0	120	7	0	0	0	60	166	108
VIII	206	0	0	0	9	197	2	35	126	0	40	3	0	1	48	116
IX	93	0	0	0	1	92	15	30	44	0	2	2	0	4	43	42
X	17	0	0	0	4	1	11	11	0	1	0	0	0	1	14	1
合計	6223	753	493	636	1016	3325	29	139	1197	0	1863	1559	1436	0	8	269

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「遺産と格差」

研究分担者 チャールズ・ユウジ・ホリオカ 大阪大学社会経済研究所教授

研究要旨

所得、資産、雇用機会などの「格差」が拡大しつつあることに対する懸念が近年内外で高まってきているが、もし遺産が親から子に多く残されるのであれば、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れがある。したがって、遺産と資産格差との間の関係を明らかにすることは極めて重要なことであり、遺産と格差に関する研究を進めるためのデータを明らかにし、どのような分析方法をとるべきかを検討することが求められている。本研究では、このような問題意識に従い、遺産と遺産動機に関する先行研究をサーベイし、さらに遺産の家計資産に占める割合など遺産と格差との関係に関するデータを再集計し、その結果を遺産動機に関する理論モデルを応用して分析し、資産に対する負担賦課の在り方について考察する。

A. 研究目的

所得、資産、雇用機会などの「格差」が拡大しつつあることに対する懸念が高まってきているが、もし遺産が親から子に多く残されるのであれば、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れがある。したがって、遺産と格差との間の関係を明らかにすることは重要である。本研究では、遺産の家計資産に占める割合など遺産と資産格差との間の関係に関するさまざまなデータと遺産動機・遺産の分配方法に関するデータを概観し、これらを用いてどのような分析方法が適用できるかを考察することを目的とする。

B. 研究方法

家計資産に占める世代間移転の割合を推定する先行研究を文献サーベイするとともに、これらの研究の背景にある遺産動機の理論モデルを比較研究する。そして、(財)家計経済研究所が公表した「世帯内分配・世代間移転に関する研究」で実施されたアンケート調査を引用・活用して再集計し、その結果が示す遺産動機の実態を、理論的モデルを応用して比較検討する。その結果から、遺産と格差の関係について考察し、政策的示唆を導く。

(倫理面への配慮)

公表されたアンケート調査を引用・活用し、

その集計結果を踏まえて理論的モデルを応用して比較研究しているため、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

家計資産に占める世代間移転の割合を推定
の先行研究には、例えば Hayashi (1986)、
Dekle (1989) Campbell (1997) Barthold and
Ito (1992)、ホリオカ他 (2002) 等がある。先
行研究を要約すると、日本では遺産はそれほ
ど重要ではなく、遺産は家計資産の約 15% に
すぎない。しかも、自分でより多くの資産を
蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少な
く、遺産は資産格差を縮小する方向に働く。

D. 考察

日本では遺産はそれほど重要ではなく、受
け取った遺産は家計資産の約 15% にすぎない。
しかも、自分でより多くの資産を蓄積した家
計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産は
資産格差を縮小する方向に働いている。さら
に、日本では利己的な人が多く、利己的な人
でも遺産を残さないか、遺産を残す場合でも
子に交換動機（見返り：子に遺産を残す見返
りに、子が老後において親の世話、介護、経
済的援助などをする事、もしくは家または
家業を継ぐこと）を課す。したがって、遺産
がどんなに多くても、遺産に対する子からの
見返りの金銭的な価値を推定し、それを遺産
から差し引いた後に残る親から子への純移転

を計算したら、それは必ずしも多くはならず、
正になるとも限らない。つまり、日本では遺
産はそれほど重要ではないが、重要だったと
しても、子から親への見返りによって相殺さ
れ、純移転が多くなるとは限らない。

E. 結論

日本では、遺産によって資産格差が代々引
き継がれ、これまでのデータに基づく限り、
拡大していく恐れはないと考えられる。社会
保障制度を経済成長とバランスさせるため
には、公費負担の財源を拡充させるために資
産や消費への負担賦課も検討されている。相
続税も選択肢の一つであるが、現時点では、相
続税などによって資産格差が代々引き継が
れることを阻止する必要はないと考えられる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

・「遺産格差と格差」『季刊社会保障研究』第
44 巻第 4 号 307-315 頁

2. 学会発表

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

遺産と格差

Bequests and Inequality

チャールズ・ユウジ・ホリオカ
(大阪大学社会経済研究所教授)

I はじめに

所得、資産、雇用機会などの「格差」が拡大しつつあることに対する懸念が近年内外で高まってきているが、もし遺産が親から子に多く残されるのであれば、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れがある。したがって、遺産と資産格差との間の関係を明らかにすることは極めて重要なことであり、それが本稿の目的である。

本稿の構成は以下の通りである。まず、この節に続く第 II 節では本稿で用いたデータを紹介し、第 III 節では遺産の家計資産に占める割合など遺産と資産格差との間の関係に関する様々なデータを紹介し、第 IV 節では遺産動機・遺産の分配方法に関するデータを紹介し、第 V 節では結論を述べる。

II データの出所

本稿で用いたデータは財団法人家計経済研究所の委託を受け、社団法人輿論科学協会が 2006 年 10～12 月に行った「世帯内分配・世代間移転に関する研究」調査（以下「世帯内・世代間調査」と略す）からの個票データである。この調査の概要は以下の通りである（調査の詳細については、坂本(2008)参照）。

調査地域：全国

調査対象：30～59 歳の既婚女性

抽出法：二段抽出法

調査方法：訪問留置回収法

完了調査票数：2,814 標本（4,200 標本抽出：回収率 67.00%）

調査時期：2006 年 10 月 6 日～12 月 8 日

この調査は遺産の有無、遺産の受取額、遺産動機、遺産の分配方法など遺産関連の調査項目を多く含んでおり、遺産に関する分析に非常に適している。

完了調査票数は 2,814 であるが、遺産の受取額、金融資産残高、実物資産残高、ローン残高などが無回答の標本をサンプルから落とし、残りの 1,778 標本のサンプルを用いた。

実物資産残高以外の金額に関するデータはカテゴリー・データであるため、最下位と最上位のカテゴリー以外のカテゴリーの場合は下限と上限の平均を用い、最下位のカテゴリーの場合は上限の0.8倍を用い、最上位のカテゴリーの場合は実際の値、実際の値が記入されていない場合は下限の1.25倍を用いた。

III 遺産と資産格差との間の関係に関するデータ

本節では、家計資産に占める遺産の割合など遺産と資産格差との間の関係に関する様々なデータを紹介する。

表1の第1列には遺産・資産関連の各変数の平均値が示されているが、この表から分かるように、自分の親または配偶者の親から遺産（預貯金・有価証券などの金融資産、家・土地などの実物資産を含む）を貰った家計の遺産の平均受取額は1433.4万円にも上るが、日本人の4分の1弱(23.96%)しか遺産を自分の親または配偶者の親から貰っていないため、全家計の遺産の平均受取額は343.4万円にすぎない。金融資産残高（預貯金・有価証券・生命保険）と実物資産残高（家・土地の市場価値）の和から住宅ローン、住宅ローン以外のローンの残高を差し引くことによって算出される家計資産残高(正味資産)は2262.7万円にも上り、全家計の遺産の平均受取額はその15.18%にすぎない。なお、家計資産残高から全家計の遺産の平均受取額を差し引くことによって算出されるライフ・サイクル資産（本人が自分で稼いだ所得から貯めた資産）は1919.3万円にも上り、全家計の遺産の平均受取額はその14.33%にすぎない。

表1の位置

家計資産に占める遺産やそれ以外の世代間移転の割合を計算しようとする試みは世界各国で見られる。最初の試みはKotlikoff and Summers (1981)であり、彼らは家計資産に占める世代間移転の割合はアメリカでは約8割であるといった衝撃的な結果を得た。それに対し、Modigliani (1988)は独自の推定を行い、家計資産に占める世代間移転の割合は約2割にすぎないといった反対極端の結果を得ている（Kotlikoff 1988も参照）。

日本についても何人かの研究者が家計資産に占める世代間移転の割合を推定しようとしており、例としてHayashi (1986) (9.6%以上)、Dekle (1989) (推定方法によって3~27%、48.7%以下)、Campbell (1997) (推定方法によって28.1%以下、23.4%以下)、Barthold and Ito (1992) (27.8~41.4%)、ホリオカ他 (2002) (23.9%) などがある。したがって、日本における家計資産に占める世代間移転の割合はどちらかといえばKotlikoff and Summers (1981)の推定値よりもModigliani (1988)の推定値に近く、本稿の15.18%といった推定値もその例外ではない。¹したがって、日本では、遺産やそれ以外の世代間移転はそれほど

¹ 本稿で用いた調査では生前贈与が世代間移転に含まれていないことによって家計資産に占め

重要ではないようである。

もし遺産とライフ・サイクル資産の間に強い正の相関があれば、遺産によって資産格差が拡大することになる。しかし、両者の間の実際の相関を見てみると-0.170であり、負である。つまり、自分でより多くの資産を蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産はむしろ資産格差を縮小する方向に働いている。²

表1の第3列に各変数の変動係数が示されているが、この表から分かるように、ライフ・サイクル資産の変動係数が1.54であるのに対し、家計資産全体の変動係数は1.34にすぎず、遺産を家計資産に加えることによって変動係数が減少する。上述の通り、遺産とライフ・サイクル資産との間に負の相関があり、遺産をライフ・サイクル資産に加えることによって資産格差が縮小することはその結果と整合的である。

今までの議論を要約すると、日本では遺産はそれほど重要ではなく、受け取った遺産は家計資産の約15%にすぎない。しかも、自分でより多くの資産を蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産は資産格差を縮小する方向に働く。つまり、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れはなさそうである。

IV 家計の遺産動機・遺産の分配方法

本節の目的は、日本における遺産動機・遺産の分配方法の現状・考え方について吟味し、そうすることによって、日本において利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデル、利他主義モデルおよび王朝モデルがどの程度成り立っているのかを明らかにすることである（この節はホリオカ2008に基づく）。

類似した分析としては、ホリオカ他（1998）、Horioka, et al. (2000)、Horioka (2002)、ホリオカ（2002）、ホリオカ他（2002）などがあるが、本稿で用いた調査では、遺産動機・遺産の分配方法に関するより詳細な情報を収集している。

本節の構成は以下の通りである。1では3つの家計行動に関する理論モデルの概要を説明し、それぞれのモデルの遺産動機・遺産の分配方法に対する含蓄を述べる。2では遺産動機・遺産の分配方法に関する結果を示し、3では結論を述べる。

1 各理論モデルの遺産動機・遺産の分配方法に対する含蓄

本節では、家計行動に関する3つの理論モデルの概要を説明し、それぞれのモデルの遺産動機・遺産の分配方法に対する含蓄について述べる。

る世代間移転の割合が先行研究の場合よりも低めに出ていることを説明できる。

² 節税対策などのため、資産額が多い親ほど、生前贈与の形で資産を子に残す傾向が強く、その分だけ残す遺産が少なくなるとしたら、遺産とライフ・サイクル資産との間の負の相関が強くなる可能性がある。この点を指摘してくださった坂本和靖氏に感謝する。

(1) 利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデル。このモデルは、親は利己的であり、子に対して利他主義（愛情）を抱いていないと仮定している。従って、このモデルが成り立っていれば、親は遺産を全く残さないか、余った場合にのみ残すか、何らかの見返り（例えば、老後における世話、介護、経済的援助など）があった場合にのみ残すはずであり、何らかの見返りを提供してくれた子にはより多く、または全部遺産を配分するはずである。

(2) 利他主義モデル。このモデルは、親は子に対して世代間の利他主義（愛情）を抱いていると仮定している。従って、このモデルが成り立っていれば、親は何の見返りがなくても子に遺産を残すはずであり、遺産を均等に配分するか、ニーズのより多い子、あるいは所得・財産がより少ない子に多く、または全部配分するはずである。

(3) 王朝モデル。このモデルは、親は家または家業の存続を望んでいると仮定している。従って、このモデルが成り立っていれば、子が家または家業を継いでくれた場合にのみ親は子に遺産を残すはずであり、家または家業を継いでくれた子により多く、または全部配分するはずである。

よって、それぞれの理論モデルは遺産動機・遺産の分配方法に対して異なった含蓄を持っており、実際の遺産動機・遺産の分配方法について見ることによってそれぞれの理論モデルがどの程度成り立っているかが分かる。

2 遺産動機・遺産の分配方法に関する結果

本節では、遺産動機・遺産の分配方法に関する結果を紹介する。

本稿で用いた「世帯内・世代間調査」では、回答者の親の遺産動機と回答者本人の遺産動機について調査しており、それぞれの結果を順を追って紹介する。

(1) 回答者の親の遺産動機・遺産の分配方法に関する結果

アンケート調査の問 50 で回答者の親の遺産動機について調査している。

問 50 では、まず「あなた方ご夫婦は、あなた方の親から遺産をもらったことがありますか。また、今後もらうことを予想していますか。」と尋ね、遺産をもらった、またはもらう予定の回答者に対し、問 50 付問 3 として「遺産をもらうこと条件」について尋ねている。

「遺産をもらう条件」に関する選択肢を理論モデル別に分類すると以下の通りとなる。

利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデルと整合的な選択肢

- 1 同居すること
- 2 近くに住むこと
- 3 家事の手伝い
- 4 介護
- 5 経済的援助

利他主義モデルと整合的な選択肢

該当条件なし 条件なしで貰った、または貰う予定である

王朝モデルと整合的な選択肢

- 6 家業を継ぐこと

なお、「親から遺産を貰わなかった、しかも貰う予定もない」という選択肢は、ライフ・サイクル・モデルと整合的であると解釈できる。

結果は表2に示されているが、この表から分かるように、利己的な遺産動機を持っている妻の親と夫の親はそれぞれ全体の71.60% および69.55%を占め、いずれも3分の2を超え、圧倒的に多い。2位は利他的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている妻の親と夫の親はそれぞれ全体の29.32% および28.37%を占める。また、3位は王朝的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている妻の親と夫の親はそれぞれ全体のわずか0.63%および2.75%にすぎない。

表2の位置

個別の選択肢について見てみると、最も多かったのは、「遺産を貰わなかった、しかも貰う予定もない」(利己的)(妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体の60.78%および56.08%を占める)と「条件なしで貰った、または貰う予定である」(利他的)(妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体の29.32%および28.37%を占める)だった。条件を付けて遺産を残した親は比較的少なく、敢えて言えば、最も多かったのは、「同居すること」(妻の親の場合と夫の親の場合はそれぞれ全体の2.88%および7.14%を占める)と「介護をすること」(妻の親の場合と夫の親の場合はそれぞれ全体の5.32%および5.75%を占める)であり、日本の社会的規範を反映し、妻の親の場合よりも夫の親の場合のほうが同居することを条件にすることがはるかに多いようである。

次に、ホリオカ(2008)に示されている遺産の分配方法に関する結果を紹介すると、これらの結果は遺産動機に関する結果とほぼ整合的である。遺産の分配方法が利己的だった妻の親と夫の親はそれぞれ全体の79.24% および76.76%を占め、いずれも8割近くであ

り、圧倒的に多い。2位は遺産の分配方法が利他的だった親であり、そのような親は妻の親の場合と夫の親の場合はそれぞれ全体の17.59% および16.82%を占める。3位は遺産の分配方法が王朝的だった親であり、そのような妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体のわずか2.10%および4.46%を占めるにすぎない。

個別の選択肢について見てみると、最も多かったのは、「遺産を貰わなかった、しかも貰う予定もない」(利己的)(妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体の70.72%および74.36%を占める)、「均等に配分する」(利他的)(妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体の16.82%および16.12%を占める)だった。子の行動によって差を付ける(利己的な)親は、比較的少なく、敢えて言えば、最も多かったのは、「同居してくれた子に多く、または全部配分した(する予定である)」(妻の親の場合と夫の親の場合はそれぞれ全体の6.16%および7.43%)と「家業を継いだ子に多く、または全部配分した(する予定である)」(妻の親の場合と夫の親の場合はそれぞれ全体の1.16%および2.88%)だった。日本の社会的規範を反映し、妻の親の場合よりも夫の親の場合のほうが、同居した子、家業を継いだ子に多く、または全部配分した(する予定である)ことが多い。

要約すると、回答者の親は圧倒的に利己的であり、それに次いで利他的な親もかなりおり、王朝的な親はほとんどいないようである。これらの結果はホリオカ他(1998)、Horioka, et al. (2000)、Horioka (2002)、ホリオカ(2002)、ホリオカ他(2002)などのような先行研究とおおむね整合的である。また、利己的な親のほとんどは遺産を残さなかった、または残す予定はなく、交換条件を課したり、子の行動によって差を付ける親はほとんどいないが、敢えて言えば、同居することが、交換条件としても子の間で差を付ける要因としても最も重要である。

(2) 回答者本人の遺産動機に関する結果

次に、アンケート調査の間68では、回答者本人の遺産動機について、「あなた方のご夫婦はお子さんに残す遺産についてどのようにお考えですか。」と尋ねている。

遺産動機に関する選択肢を理論モデル別に分類すると以下の通りとなる。

利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデルと整合的な選択肢

- 2 子が老後の世話・介護をしてくれた場合にのみ遺産を残すつもりである
- 3 子が老後において経済的援助をしてくれた場合にのみ遺産を残すつもりである
- 6 自分の財産は自分で使いたいから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない

利他主義モデルと整合的な選択肢

- 1 いかなる場合でも遺産を残すつもりである
- 5 遺産を残したら、子の働く意欲を弱めるから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない

王朝モデルと整合的な選択肢

- 4 子が家業を継いでくれた場合にのみ遺産を残すつもりである

結果は表3に示されているが、この表から分かるように、利他的な遺産動機を持っている回答者は全回答者の71.43%を占め、圧倒的に多い。2位は利己的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている回答者は全回答者の26.64%を占め、3位は王朝的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている回答者の割合は全回答者のわずか1.93%にすぎない。

表3の位置

個別の選択肢について見てみると、「いかなる場合でも遺産を残すつもりである」といった利他的な遺産動機が最も多く、この遺産動機を持っている回答者の割合は60.64%にも及ぶ。3位の「遺産を残したら、子の働く意欲を弱めるから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」（全回答者の10.78%）も利他的な遺産動機であるが、それに対し、2位の「自分の財産は自分で使いたいから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」（全回答者の16.38%）も、4位の「子が老後の世話・介護をしてくれた場合にのみ遺産を残すつもりである」（全回答者の8.77%）も、利己的な遺産動機である。

次に、ホリオカ(2008)に示されている遺産の分配方法に関する結果を紹介すると、遺産の分配方法が利他的だった回答者は全回答者の51.22%を占め、最も多い。2位は遺産の分配方法が利己的だった回答者であり、そのような回答者は全回答者の49.89%を占め、3位は遺産の分配方法が王朝的だった回答者であり、そのような回答者は全回答者のわずか5.45%にすぎない。

個別の選択肢について見てみると、最も多かったのは、「均等に配分するつもりである」といった利他的な遺産の分配方法であり、この分配方法を持っている回答者は全回答者の48.16%にも及ぶ。4位の「遺産を残したら、子の働く意欲を弱めるから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」（全回答者の11.87%）も利他的な遺産動機であるが、それに対し、2位の「自分の財産は自分で使いたいから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」（全回答者の18.03%）、3位の「同居してくれた子に多く、または全部配分するつもりである」（全回答者の12.49%）、5位の「介護をしてくれた子に多く、または全部配分するつもりである」（全回答者の10.77%）のいずれも、利己的な遺産の分配方法である。

要約すると、利他的な遺産動機・遺産の分配方法を持っている回答者は最も多く、利己的な回答者もかなりおり、王朝的な回答者はほとんどいないようである。また、利他的な回答者のほとんどは遺産を均等に配分する予定であり、交換条件を課したり、子の行動によって差を付ける回答者はほとんどないが、敢えて言えば、世話・介護することが交換条件として最も重要であり、同居すること、介護することが子の間で差を付ける要因としても最も重要である。

遺産動機・遺産の分配方法から判断する限り、回答者本人は主に利他的であるといった結果は、ホリオカ他(1998)およびHorioka, et al. (2000)の遺産の分配方法に関する結果とおおむね整合的であるが、それ以外の先行研究は回答者本人は主に利己的であるという結果を得ており、本章で得た結果とは対象的である。

回答者の親に関する結果と、回答者本人に関する結果を比較してみると、回答者の親の遺産動機・遺産の分配方法は圧倒的に利己的であるのに対し、回答者本人の遺産動機・遺産の分配方法は主に利他的である。(どちらの場合も王朝的な遺産動機・遺産の分配方法は全く重要ではない。)この違いの原因究明は今後の課題として残るが、少なくとも3つの可能性がある。(1)設問のワーディングが異なる。(2)人々は他人よりも自分のほうが利他的であると思いたい。(3)人々の実際の行動よりも人々の意図のほうが利他的である。(4)コーホート効果があり、より早い時期に生まれた世代のほうが利己的である。

3 遺産動機・遺産の分配方法に関する結論

日本人の遺産動機・遺産の分配方法から判断する限り、日本では、利己的な人、利他的な人、王朝的な人が混在している。王朝的な人は非常に少なく、ほとんどの人は利己的または利他的であるが、利己的な人のほうが多いのか、利他的な人のほうが多いのかは一概に言えない。

また、利己的な人の場合は、遺産を残さないか、遺産を残すが、子に交換動機(見返り)を課す。例えば、子に遺産を残す見返りとして、子が老後において親の世話、介護、経済的援助などをすること、もしくは家または家業を継ぐことを要求する。したがって、遺産がどんなに多くても、遺産に対する子からの見返りの金銭的な価値を推定し、それを遺産から差し引いた後に残る親から子への純移転を計算したら、それは必ずしも多くはならず、正になるとも限らない。前節で日本では遺産はそれほど重要ではないということが分かったが、遺産が重要だったとしても、子から親への見返りによって相殺され、純移転が多くなるとは限らず、遺産によって家計資産が引き継がれ、拡大していく恐れは全くないように思われる。

V. 結論

本稿では、財団法人 家計経済研究所の委託を受け、社団法人 輿論科学協会が2006年10～11月に実施した「世帯内分配・世代間移転に関する研究」調査からの個票データを用

いて、遺産と資産格差との間の関係を明らかにし、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していくか否かについて検証した。本稿の主な結論を述べると、日本では遺産はそれほど重要ではなく、受け取った遺産は家計資産の約15%にすぎない。しかも、自分でより多くの資産を蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産は資産格差を縮小する方向に働いている。さらに、日本では利己的な人が多く、利己的な人の場合は、遺産を残さないか、遺産を残すが、子に交換動機（見返り）を課す。例えば、子に遺産を残す見返りとして、子が老後において親の世話、介護、経済的援助などをすること、もしくは家または家業を継ぐことを要求する。したがって、遺産がどんなに多くても、遺産に対する子からの見返りの金銭的な価値を推定し、それを遺産から差し引いた後に残る親から子への純移転を計算したら、それは必ずしも多くはならず、正になるとも限らない。つまり、日本では遺産はそれほど重要ではないが、重要だったとしても、子から親への見返りによって相殺され、純移転が多くなるとは限らない。したがって、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れは全くないようであり、相続税などによって資産格差が代々引き継がれることを阻止する必要はなさそうである。

謝辞

本稿の作成に当たり、財団法人家計経済研究所「世帯内分配・世代間移転に関する分析」研究プロジェクトの各委員、特に坂本和靖氏と村田啓子氏および暮石渉氏、島田加代子氏、白波瀬佐和子氏、廣瀬志津子氏、若林緑氏から有益なコメントをいただき、岡田多恵氏には研究の補助をしていただいた。また、財団法人家計経済研究所には上記プロジェクトの一環として実施された「世帯内分配・世代間移転に関する研究」調査のデータの使用を許可していただいた。さらに、本研究に対し、文部科学省より科学研究補助金（基盤（B）、課題番号 18330068 および基盤（S）、課題番号 20223004）をいただいた。これら機関・個人に対し、ここに記して感謝の意を表したい。

参考文献

- Barthold, Thomas A., and Ito, Takatoshi 1992 "Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth: U.S.-Japan Comparison" in T. Ito and A. O. Krueger, eds., *Political Economy of Tax Reform* (Chicago: University of Chicago Press), pp. 235-292.
- Campbell, David W. 1997 "Transfer and Life-cycle Wealth in Japan, 1974-1984," *Japanese Economic Review*, Vol. 48, No. 4 (December), pp. 410-423.
- Dekle, Robert 1989 "The Unimportance of Intergenerational Transfers in Japan," *Japan and the World Economy*, Vol. 1, No. 4 (November), pp. 403-413.
- Hayashi, Fumio 1986 "Why Is Japan's Saving Rate So Apparently High?" in S. Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual 1986*, Vol. 1 (Cambridge, Massachusetts: MIT Press), pp. 147-210.
- Hayashi, Fumio 1995 "Is the Japanese Extended Family Altruistically Linked? A Test Based on Engel Curves," *Journal of Political Economy*, Vol. 103, No. 3 (July), pp. 661-674.
- Horioka, Charles Yuji 1993 "Saving in Japan," in Arnold Heertje, ed., *World Savings: An International Survey* (Oxford, U.K.: Blackwell Publishers), pp. 238-278.
- Horioka, Charles Yuji 2002 "Are the Japanese Selfish, Altruistic, or Dynastic?" *Japanese Economic Review*, Vol. 53, No. 1 (March), pp. 26-54.
- Horioka, Charles Yuji; Fujisaki, Hideki; Watanabe, Wako; and Kouno, Takatsugu 2000 "Are Americans More Altruistic than the Japanese? A U.S.-Japan Comparison of Saving and Bequest Motives," *International Economic Journal*, Vol. 14, No. 1 (Spring), pp. 1-31.
- Kotlikoff, Laurence J. 1988 "Intergenerational Transfers and Savings," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 2, No. 2 (Spring), pp. 41-58.
- Kotlikoff, Laurence J., and Summers, Lawrence H. 1981 "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4 (August), pp. 706-732.
- Modigliani, Franco 1988 "The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 2, No. 2 (Spring), pp. 15-40.
- 坂本和靖 2008 「『世帯内分配・世代間移転に関する研究』調査の目的と方法」、チャールズ・ユウジ・ホリオカ、財団法人家計経済研究所編、『世帯内分配と世代間移転の経済分析』（ミネルヴァ書房）、pp. 3-17.
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ 2002 「日本人は利己的か、利他的か、王朝的か」（日本経済学会・中原賞講演）、大塚啓二郎、中山幹夫、福田慎一、本多佑三編、『現代経済学の潮流 2002』（東洋経済新報社）、pp. 23-45.

ホリオカ、チャールズ・ユウジ 2008 「日本における遺産動機と親子関係：日本人は利己的か、利他的か、王朝的か？」、チャールズ・ユウジ・ホリオカ、財団法人家計経済研究所編、『世帯内分配と世代間移転の経済分析』（ミネルヴァ書房）、pp. 118-135.

ホリオカ、チャールズ・ユウジ、藤崎秀樹、渡部和孝、石橋尚平 1998 「貯蓄動機・遺産動機の日米比較」、チャールズ・ユウジ・ホリオカ、浜田浩児編著、『日米家計の貯蓄行動』（日本評論社）、pp. 71-111.

ホリオカ、チャールズ・ユウジ、山下耕治、西川雅史、岩本志保 2002 「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」、『郵政研究所月報』（総務省郵政研究所編）、第 163 号（4月）、pp. 4-31.

表1:遺産・資産の平均値・標準偏差・変動係数

	平均値	標準偏差	変動係数
遺産の受取額(遺産を貰った家計)	1,447.0	2,438.4	1.69
遺産の受取額(全家計)	343.4	595.3	1.73
金融資産残高	1,028.6	1,396.3	1.36
実物資産残高	1,926.0	2,431.6	1.26
総資産残高	2,954.6	3,023.1	1.02
住宅ローン残高	630.1	984.2	1.56
それ以外のローン残高	61.8	185.1	3.00
ローン残高	691.9	1,013.8	1.47
家計資産残高(正味資産)	2,262.7	3,029.0	1.34
ライフ・サイクル資産残高	1,919.3	2,954.2	1.54

注:単位は万円。標本数は1,778である。